



友人に誘われ海外業者に暗号資産を預けたが、税金や手数料を何度も請求され引き出せないのですが…。

相

談

SNSで知り合った友人に儲かると誘われ、国内のA社で100万円分の暗号資産を購入し、海外の暗号資産交換業者に送金しました。ネットで確認すると資産が増えていたので出金したいと申し出たところ、税金10万円を請求され送金しました。その後さらに手数料7万円を請求され、本当に出金できるか不安です。どうしたらよいのでしょうか。(40代 男性)

回

答

SNSやマッチングアプリをきっかけとした暗号資産のトラブルが寄せられています。また、友人や知人から「暗号資産で儲かる。人を紹介すれば紹介料も入る」と勧誘されるケースも見られます。

- 相談者には、詐欺的な投資の可能性が高く、これ以上送金しないよう助言し、金融庁の相談機関を案内しました。
- 暗号資産の投資を勧める相手からの勧誘をうのみにしないでください。

SNSやマッチングアプリなどで知り合った相手から暗号資産の投資を勧められた際は、まずは詐欺的な投資

話を疑ってください。また、友人や知人から勧誘された際は、人間関係と投資を切り分け冷静に判断してください。

- 暗号資産交換業者が金融庁・財務局の登録業者か確認し、無登録業者とは取引しないでください。
- 暗号資産の取引・契約内容やリスクを十分に理解できなければ契約をしないでください。暗号資産は価格が急落して損をする可能性があります。



万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(消費者ホットライン 局番なし「188 (いやや!)」)

注意喚起！ リユース品を安全に使うための5つのチェックポイント

近年、リユース品(※1)は店頭販売だけでなく、フリマアプリやインターネットオークションといったサービスも充実し、時間や場所を問わず手軽に個人間で売買できるようになっています。さらに、資源の有効活用やゴミ削減の意識の向上に伴い、リユース市場の規模は今後も拡大が予測されています。

その反面、リユース品による事故(※2)は毎年発生し、そのうち約8割は火災の原因となっているため注意が必要です。

サステナブルな循環型社会の実現に向けてリユース品を上手に活用しつつ、双方が気をつけるべきポイントを確認し、事故を未然に防止しましょう。

■リユース品の提供側/入手側で気を付けるべき5つのポイント

- ①製品がリコール対象製品ではないことを確認する。
- ②製造時から長期間経過している製品かどうかを確認し、破損や変形、異常動作などの不具合がないかをチェックする。
- ③取扱説明書を入手し、付属品が揃っているか、正しく取り付けられているか、正常動作に影響する汚れがないか、消耗品の交換が必要かどうかなどを確認する。特に、ガス器具の取り外し・取り付けや電気工事は、有資格者、専門の事業者に依頼し、自分では行わない。
- ④メーカー等の信頼できる者以外により修理・改造された製品ではないか確認する。
- ⑤非純正バッテリーの取り付けの有無を確認し、機器メーカーで禁止されていないか確認する。

- リコール対象ではないか
- 古い製品ではないか
- 取扱説明書はあるか
- 改造されていないか
- 非純正品の使用がないか



(※1)本資料では、中古品販売店で購入したもの、インターネットオークション及びインターネット通販で購入した中古品、譲渡されたもの、中古住宅などに既設で設置されていたものなどを「リユース品」(メーカー等の専門業者による分解・整備・清掃された製品を含む)と呼びます。

(※2)2017年度から2021年度までの5年間にNITEに通知があった製品事故の情報のうち、リユース品の事故は合計279件発生しています。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs221027_00001.html

「環境に負荷をかけない生活様式のために ～サステナブルファッションの実現に向けて～」

富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、サステナブルファッション(※)の実現に向けて消費者としてどのように改善できるのかを考えるため、アンケート調査を実施しました。

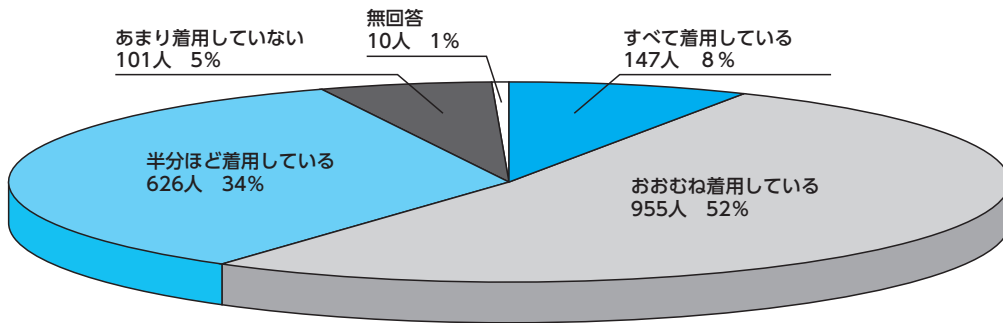
※サステナブルファッション：衣類の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

○調査時期：令和4年6月下旬～7月下旬

○調査対象：県内在住者2,007人

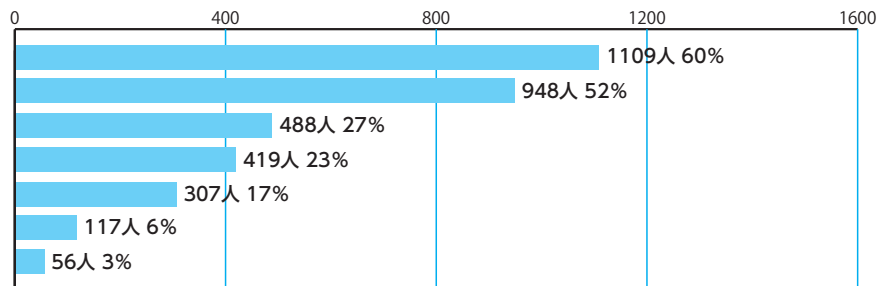
○回答者（回収率）：1,839人（91.6%）

問 お持ちの衣類の日常の着用状況についてお聞きます（1つだけ）。



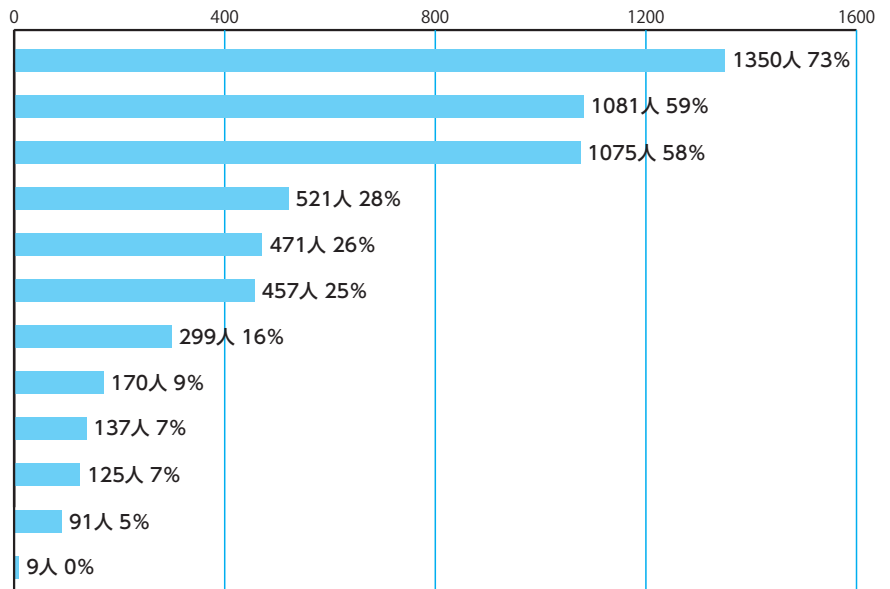
問 着なくなって不用になった衣類は、どのように取り扱っていますか（3つまで）。

- ・可燃ごみとして捨てる
- ・たんすなどにしまっている
- ・人にあげたり、寄付をする
- ・フリマアプリやリサイクルショップで売る
- ・地域や店頭での資源回収に出す
- ・リメイクして着用する
- ・その他



問 サステナブルファッションの実現に向け、取り組みたいと思う行動はどれですか（5つまで）。

- ・本当に必要かどうかよく考えて購入する
- ・手持ちの服を見やすく整理し、季節ごとに点検・見直しをする
- ・長く着用できるものを買ひ、大事に使う
- ・使い道のない場合は資源回収に出す
- ・処分するときは、買取店、古着回収、フリーマーケットなどを活用する
- ・処分するときのことも考えてみる
- ・家族や友人などで着回しする
- ・リメイクを楽しむ
- ・バザーやフリーマーケットなどで古着を買う
- ・マイクロプラスチックを流出させない
- ・レンタルサービスを利用する
- ・その他



模倣品に関するトラブルにご注意！

ー令和4年10月から水際取締りが強化されましたー

令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品（商標権または意匠権を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となりました。

インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られます。詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトの情報をよく確認しましょう。

模倣品取締り強化でどう変わる？

令和4年9月30日まで

もし「模倣品」であっても
個人使用目的なら受取可能



- ・ 個人使用目的の模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、税関による没収の対象外。
- ・ 海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・ 個人使用目的であると主張し、それが税関に認められれば、輸入が許可され、商品を受け取ることができる。

令和4年10月1日から

「模倣品」であれば
個人使用目的でも受け取れない！



- ・ 個人使用目的であっても、海外事業者から郵送等により送付される模倣品は税関による没収の対象に。
- ・ 海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・ 個人使用目的であると主張しても、その商品が海外の事業者から購入したものであれば、税関に没収され、受け取ることができない。

模倣品のトラブルを避けるためのチェックポイント

- サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- 日本語の字体、文章表現が不自然。
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- 事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。嘘の情報が記載されている。
- 海外の電話番号の国番号が住所地と異なる。
- 事業者の名称、住所、代表者名などをインターネットで検索すると、他のサイトでも同一の内容が表示されている。
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール。
- 問い合わせ電話番号が通じない。
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- 支払方法が銀行振込に限定されている。

海外事業者とのトラブル相談は「188」に電話または越境消費者センターへ！

(出典) 独立行政法人国民生活センターホームページ

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221012_1.html



富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、「消費生活出前講座」等の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集します。

1 応募資格

富山県内在住者で、次のいずれかの資格を有する方又は同等の専門知識を有すると認められる方。(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。)

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 令和5年4月1日～7年3月31日(2年間)

4 応募締切 令和5年1月26日(木)まで(郵送の場合、同日消印有効)

5 応募方法

所定の申込書に必要な事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参又はE-mailにより消費生活センターに提出してください。(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

6 選考方法 書類及び面接により選考します。

7 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949 詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



消費生活出前講座をご活用ください!

県では、自治会、婦人会、老人クラブなど20名程度(ご相談に応じます)を対象として、消費者トラブルの事例や対処法などについて、富山県消費生活推進リーダーがわかりやすくお話しする「出前講座」を実施しています。謝金や旅費は無料です(会場借上料は負担をお願いします)。まずは電話でお気軽にご相談ください。

申込手続 申込書に必要な事項をご記入のうえ、FAX、郵送又は電子申請で申し込んでください。
申込書はホームページからダウンロードできます。

お問合せ 富山県消費生活センター
TEL 076-432-2949、FAX 076-431-2631

「富山県電子申請サービス」からの申し込みは、こちらから

富山県電子申請

検索



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター(CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111(内334)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760(内752)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121(内49)
上市町 町民課	☎076-472-1111(内103)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100(内137)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#) 検索

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188(いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン